

## ◎地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(令和七年三月三十一日法律第七号)

### 一、提案理由 (令和七年二月一八日・衆議院総務委員会)

○村上国務大臣 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、個人住民税の改正です。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、特定親族特別控除の創設等を行うこととしております。

第二に、軽自動車税の改正です。新たな排ガス規制の適用開始等に伴い、新たに追加された二輪車の車両区分を踏まえ、当該二輪車に係る軽自動車税の種別割の標準税率を定めることとしております。

第三に、税務手続の電子化に関する改正です。一定の納税者等に対する通知により通知した事項について、地方税関係手続用電子情報処理組織により地方税共同機構を経由して提供することを可能とすることとしております。

その他、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、法律案の提案理由及び内容の概要であります。

…………… (略) ……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

### 二、衆議院総務委員長報告 (令和七年三月四日)

○竹内譲君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、特定親族特別控除の創設等を行うとともに、新基準原付バイクについて、軽自動車税種別割の税率を五十 cc 原付バイクと同額にすること等の措置を行おうとするものであります。

…………… (略) ……………

両法律案は、去る二月十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日村上総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十日から

質疑に入りました。

同日、地方税法改正案に対し、立憲民主党・無所属から、加熱式たばこに関する地方たばこ税の見直しに係る規定の削除や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、二十五日両法律案及び修正案について質疑を行いました。

…………… (略) ……………

また、三月三日には、地方税法改正案に対し、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、軽油引取税の当分の間税率の廃止等を内容とする修正案が提出されました。

本日、三修正案のうち、立憲民主党・無所属から二月二十日に提出された修正案について撤回を許可し、他の二修正案について趣旨の説明を聴取した後、両法律案及び両修正案の質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、両法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましては、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましては、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立等に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院総務委員長報告（令和七年三月三十一日）

○宮崎勝君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、百三万円の壁の引上げに向けた考え方と地方の減収への対応策、臨時財政対策債の取扱いを含む地方財政健全化に向けた取組、自然災害に対応した特別交付税の算定の在り方、インフラの老朽化対策の進め方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民・無所属を代表して岸真紀子委員より地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に反

対、地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成、日本維新の会を代表して石井苗子委員より両法律案に賛成、国民民主党・新緑風会を代表して芳賀道也委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して伊藤岳委員より両法律案に反対、NHKから国民を守る党を代表して浜田聡委員より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。